

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第1回会議）議事録

日時：令和3年6月24日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第2委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、
宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
雫石介護事業支援課指定係長、稲辺居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)～(4)については非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

事務局より説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：資料4について。昨年度からのコロナ渦の中で、事業所数の減少はあったか。

雫石係長：コロナが理由の廃止により整備計画が達成できないという状況はない。

草刈委員：資料2の廃止理由においてコロナウイルスの影響による利用者の減少や人員の
不足ということはないのか。

雫石係長：資料2のGENKINEXT 仙台鶴ヶ谷については、事業者からの聞き取りによると、コ
ロナウイルスの影響もあるのではないかとのことだ。

草刈委員：今年度が終わってからの評価になるのだろうが、昨年度から今年度にかけての2
年間の事業廃止については、少なからずコロナウイルスの影響もあると考えら

れるので、今後の参考のためにも、大規模感染において介護事業所の整備状況にどのような影響があったか把握できるようにしておいてほしい。

栗石係長：承知した。

小坂委員：資料1、2について、やはりコロナウイルスの影響が気になる。資料2によると、事業譲渡を受けてから5か月で業績悪化による廃止という事業所がある。資料1に記載の、事前申出を受け付けた事業所については、そのような点を十分踏まえた上で今後の協議を進めてほしい。

栗石係長：承知した。

山崎課長：今回5か月での事業廃止となった事業所は、法人内での事業の再構築といった側面がある。事業廃止については、直接コロナウイルスの影響があったかどうかの見極めは難しい面もあるが、そういった兆候については引き続き確認していきたい。

田口委員：これまで、コロナウイルスの感染増の山から少しずつ減るようにデイサービスの利用者の減少が起きている。デイサービス等については、前年度同月に比べて利用者が5%以上減少した場合には基本報酬への3%加算を算定することができる。そういった措置があることから、デイサービス事業にコロナウイルスの影響があるということが想定されている。こちらでも引き続きデータを集積して示していきたい。

板橋委員：今回事業譲渡後に短期間での廃止となっている事業所については、利用する上での不利益として利用者から意見があがったりしていないのか。

栗石係長：利用者や家族から苦情が入っているとの情報は入っていない。また、廃止届の提出時に利用者の調整状況一覧の添付を求めているので、廃止後に利用先がないという状況にはならないことを確認している。

田口委員：事業譲渡による廃止であるグループホームこまち以外は、利用者が近隣の事業所に移行することになるのか。

栗石係長：その通りである。

3. 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5-1～5-3)(参考資料5-1～5-3)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：資料5-2について、認知症対応型共同生活介護の新規指定については、事業譲渡によるものか。

栗石係長：そのとおり。

田口委員：居住費などについて、事業譲渡に伴い入居者の負担が増えることはないのか。

栗石係長：事業譲渡前より若干利用料が安くなっている状況。

土井委員：資料5-3について、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員は24名だが、他の事業所では29名というところもあり、何か理由があるのか。

栗石係長：特に理由は把握していない。

田口委員：いずれ29名に定員を変更する予定がある上で当面24名としているのかもしれないが、中学校区に1か所の整備となるため、地域のためにも活用できるものにしたほうがよいと考える。

山崎課長：今後確認する。

委員長：この資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

斉藤委員：実地指導について、昨年度中の実施が難しいものについては翌年度に延期してよいという厚労省からの通知などがあったのか。

栗石係長：厚労省より、地域の感染状況等に合わせて実地指導の延期について検討するようにとの内容で複数回の事務連絡があった。

斉藤委員：参考資料6に記載の3事業所が対象か。

栗石係長：小規模多機能型居宅介護1事業所、地域密着型通所介護2事業所が今年度の実施予定となっている。

宮林委員長：他になければ、この資料にある事業者の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7)

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

資料7のG1、G2の事業予定地の訂正(正：G1が若林区、G2が青葉区)について説明

田口委員：資料8について、今期の特別養護老人ホームの整備計画は220人分かと思うが、広域型の募集は秋頃に行われるのか。今回地域密着型を採択すると枠がだいぶ減ると思うが、広域型の採択は何人分くらいの予定か。

山崎課長：今年度の広域型の募集数については、応募があった地域密着型の事業を選定するかも含めて、バランスを見ながら今後検討していく。

田口委員：また、最近では周辺部の特養で空きが出ている状況もあり、定員29名の地域密着型のような小規模の事業所では採算をとるのが厳しいと考える。選定にあたっては事業計画や資金計画をよく精査してほしい。

山崎課長：事業の実施規模やこれまでの実績などといった要素があると思うが、そのような観点もヒアリング等でしっかり見ていきたいと思う。

田口委員：他の自治体では公募をしても応募がなく、選定数に満たないということもあるよ

うだ。開所にあたっては当面のランニングコストを担保できることが必要であり、全国展開しているような大きな法人が選定される傾向にあると思う。そのような観点から見ると、この法人はかなり利益率が高く経営が優秀だと思われる。

小坂委員：資料8について、内容から法人が推測できるが、現在閑上地域に広域型の特養の整備が進められており、地域的にバッティングしていると思われる。沿岸部での施設整備ということで災害対応についても期待されているが、もう少し海側は震災の際に津波被害が大きかった区域であり、災害時にどのような対応をとるのかということについて十分に確認をしてほしい。収益性については同意見である。仙台を地元として事業展開しており、特養も運営している法人だと思う。地元の法人にも頑張ってもらいたいと思う。

田口委員：収益性をあげている要因として給与が安いということはないのか。

山崎課長：施設の取り組みの中で処遇についても見ているので、そういった部分についても確認していく。

板橋委員：資料8について、短期の定員がゼロなのはなぜなのか。

山崎課長：看護小規模多機能型居宅介護等を併設する計画であることが関係していると思われる。

板橋委員：資料7および8について、要件審査に「役員予定者の暴力団員該当の有無」という項目があるが、具体的にどのような方法で調査するのか。

栗石係長：宮城県警に法人役員のリストを提供し、該当があるか照会をしている。

草刈委員：昨年度までの委員会資料では、事業計画書にマスキング処理はされていなかったと思う。どのような要領でマスキングをしているのか。また、資料8の法人が事業計画書に記載しているように特養の利用者を「パートナー」と表現することはよくあることなのか。リハビリの取り組みでバーサルインデックスについて記載しているが、ADLの評価をする際には当たり前使用する指標であり特筆するようなことではないのではないのか。事業計画書全体として引っかかる場所があった。

田口委員：なぜマスキングをしているのか。文章として違和感がある部分がある。

栗石係長：昨年度までの資料では、マスキングではなく、法人が特定される部分を切り取っていた。しかし、前後の文脈と繋がらなくなったり、提出された文章を編集したりする必要があることから、今回の資料については、マスキングをしないと法人が特定される部分（年度、エリア、関連法人など）を隠している。

田口委員：議事事項の資料については閉会後に回収があることや、その法人についての情報を提供できる委員がいる可能性があることから、マスキング処理は必要ないのでは。

米内山部長：この場で意見を求める趣旨としては、応募している法人が事業を行うのにふさわしいかの判断というよりは、個別性を排除した上で、ヒアリングの際にどのような観点を加えるべきか、などといった意見をいただきたいということである。昨年度までの資料のように、不自然に文章の一部を切り取るよりは、法人の特定につながる部分をマスキングする方がよいと考えた。もし審議にあたって必要な情報が

あれば、可能な範囲で事務局から示しながら進めていただきたいと思います。

田口委員：この委員会の位置づけは。

栗石係長：委員会の設置については、介護保険条例の施行規則で規定があり、現在審議している事項については、「指定地域密着型サービス事業者の指定について」に該当していることから審議していただいているところである。

米内山部長：選定後に事業者を指定する際には本委員会で改めて審議する予定である。

小坂委員：参考資料7について、G3は外国人材の採用の記載がある。仙台市における外国人介護人材の状況はどのようになっているのか。

米内山部長：宮城県でベトナムからの人材受け入れについて協定を締結しているが、コロナウイルスの影響もある。その他の東南アジアの国から複数名の外国人材の受け入れを進めている法人もあるようだ。受け入れにあたっては、日本の文化や風土に慣れるといった、地域に定着して働くための課題があるということも法人から聞いているので、行政として必要な支援を行っていく必要があると考えている。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

⇒質問や意見なし。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

事務局、保険高齢部長から挨拶

委員長から挨拶

5. 閉会